# 課題研究委員会　規程

（目的）

第１条　課題研究委員会（以下、委員会）は、保育をめぐる今日的な課題の研究の遂行と提言を行うことを目的とする。

（業務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

（１）保育の課題を明らかにするための研究

（２）保育の課題を解決するための研究

（３）日本保育学会会員の基本情報の収集

（４）その他、委員会において必要と認めたもの

２．研究方法については、研究課題に応じ、公募方式、委員会推薦または指名方式、委員会主催方式など、多様な方法を採用する。

３．研究期間については、研究内容に応じて柔軟に定める。

４．研究成果は公表する。公表の方法については、研究目的応じて、多様な方法を用いる。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）委員長　　１名

（２）委員　　４名

（３）専門委員　必要のある場合はおくことができる。

（委員長および委員の選出）

第４条　委員長は、会長指名とする。

２．委員長の任期は、１期２年とする。但し、委員会の要請がある場合は再任することができる。その場合は、任期は２期までとする。

また、委員長は、理事および評議員でなくなった場合には、期を重ねて再任することはできない。

３．委員は、本学会の理事会において理事・評議員及び会員から選定し、会長が委嘱する。

但し、理事は１名以上、理事・評議員は委員の半数以上とする。

４．委員の任期は、１期２年とし再任を妨げない。但し、委員会の要請がある場合は再任することができる。その場合は、任期は２期までとする。

５．委員がやむをえぬ事情により任期満了以前に辞任した場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６．専門委員については、委員会が理事・評議員以外の会員から推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

７．専門委員の任期は、１期２年以内とする。

（職務）

第５条　委員長および委員は、次の業務に従事する。

（１）委員長は、理事または評議員とし、事業を統括する。

（２）委員長は、委員会を招集し議長となる。

（３）委員は、事業を立案・協議し、実施に移す事業については組織検討委員会・理事会の承認を得て必要な業務を分担する。

（４）専門委員は、委員会の事業に必要な協力・助言を行う。

（会議録の作成）

第６条　委員会会議録は委員会で作成し、学会事務局に保存する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、学会事務局員の協力を得て行う。

（改廃）

第８条　本規程の改廃は、委員会の議を経て理事会が行なう。

附則　本規程は、平成 22 年 10 月 2 日から施行する。

一部　平成 27 年 2 月 7 日 改正

一部　令和 5（2023）年 4 月 15 日 改正

一部　令和 8（2026）年 2 月 28 日 改正